2018年９月13日

株　主　各　位

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素よりビート・ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といい、また、当社の子会社及び関連会社と併せて「当社グループ」といいます。）をご支援頂き御礼申し上げます。

今般、当社臨時株主総会（以下「臨時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。2018年６月23日を基準日として、ケイマン諸島法に従い、同日において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は臨時株主総会にご出席いただくこと、そして、決議事項に関して投票が実施される場合にはご投票いただくことが認められており、また、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」といいます。）を通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様も当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。ただし、JASDECを通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様は直接投票することは認められておらず、当該実質株主のご指示により、JASDECが株主の議決権を行使しますので、実質株主の皆様におかれましては、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否を表示していただき、2018年10月１日13時（必着）までに指図書の原本を当社の日本における証券事務代行会社である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに折り返しご送付頂きますようお願いいたします。議決権行使方法の詳細情報については、日本における常任代理人にご相談下さい。日本における常任代理人を有しない場合は、現地ブローカーにご相談下さい。

敬　具

記

１．日　　時　2018年10月５日（金曜日）午前９時（東京時間）

２．場　　所　東京都港区六本木３－２－１
住友不動産六本木グランドタワー９階
「ベルサール六本木コンファレンスセンター」「Room C」

３．会議の目的事項

決 議 事 項

＜株主提案（第１号議案）＞

第１号議案：株主Noah Ark Technologies Limitedらによる資本業務提携の提案の件

＜会社提案（第２号議案及び第３号議案）＞

第２号議案：Wowooとの資本業務提携に基づくWowooに対する第三者割当による募集新株及び新株予約権発行の取締役会への授権の提案の件

第３号議案：Macquarieとの覚書に基づくMacquarieに対する第三者割当による新株予約権発行の取締役会への授権の提案の件

臨時株主総会招集ご通知と併せてご提供する議決権の行使方法に関する情報および各議案の要領につきましては、次頁以降に記載のとおりであります。

以　上

レン・イー・ハン
最高経営責任者

注記：ケイマン諸島法に従い、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主のみが、臨時株主総会において自ら議決権を行使することが認められています。従いまして、2018年６月23日（基準日）において、JASDECを通じて株式を保有されている実質株主の皆様（2018年６月19日現在東京証券取引所で株式を購入されている方を含みます。）は、三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに議決権代理行使指図書をご送付頂くことにより、JASDECを通じて預託株式に付された議決権を行使する必要があります。ただし、当該株主の皆様は、2018年６月23日（基準日）において株主であることを証するため、ご自身の公的な身分証明書、本招集通知の原本及び本招集通知が郵送された際の封筒を会場入り口でご提示頂くことを条件に、当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。詳細については、日本における常任代理人またはお取引先の証券会社にご相談下さい。

議決権の行使に関する参考資料

全ての株主に保有される総議決権数：26,875,814.79（2018年６月23日現在）

議題及び参考資料：

第１号議案ないし第３号議案の上程に至る経緯

当社は、当社グループが保有する知的財産権（当社の完全子会社である新華モバイル・リミテッドは、当社の現最高経営責任者であるレン・イー・ハン氏が発明し同氏の会社を通じて特許取得したデータベースの構築方法及びデータベースに関する特許並びに情報処理システムに関する二つの特許のライセンス供与を受けています。）等を活用することで、新たにCrypto Messenger & Wallet（以下「暗号メッセンジャー及び財布機能」といいます。）サービスの開発及び健康医療分野での情報収集・管理・利用につきブロックチェーン技術を利用したエコシステム（以下「ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム」といいます。）の開発を行い、これらを今後当社グループの中核事業の１つとする予定です。ただし、これらの開発にあたっては、新規技術者の採用を含む一定の額の投資が必要になるところ、当社は、いくつかの候補先と、これらの新規事業を開発・展開・拡大するための資本業務提携の協議を行ってきました。

このような中で、当社は、2018年６月７日に、当社の株主であるNoah Ark Technologies Limited（以下「Noah」といいます。）、Rafael Reyes氏、Tugbo Flora Sampaga氏、Mendoza Guido Castillo氏、Antiola Gil Arnaiz氏及びTariman Lemuell Sampaga氏（以下、総称して「Noahグループ」といいます。）より、臨時株主総会を開催し当社普通株式及び新株予約権のNoahに対する第三者割当の発行並びにその他を内容とする資本業務提携につき臨時株主総会で決議すべきことを請求する内容の提案（以下「2018年６月７日付Noah株主提案」といいます。）を受領しました。

当社は、2018年６月７日付Noah株主提案を受領した後も、それまでの候補先との間で資本業務提携の協議を継続し、2018年７月10日に、Wowoo Pte Ltd（以下「Wowoo」といいます、）との間で、本第２号議案にかかる当社普通株式及び新

株予約権のWowooに対する第三者割当の発行を内容とする資本業務提携（以下「Wowoo資本業務提携」といいます。）にかかる契約を締結しました。

その後、2018年７月23日に、当社は、Noahグループより、新たに本第１号議案にかかる内容の資本業務提携（以下「Noah資本業務提携」といいます。）を臨時株主総会において決議すべき事項に加える旨の提案（以下「Noah株主提案」）を受領しました。なお、Noahグループは、2018年８月８日に当該2018年６月７日付Noah株主提案を取下げる旨を当社に通知しておりますので、株主提案としては、2018年７月23日に受領した、Noah株主提案のみを臨時株主総会において決議すべきことになりました。

万が一、Noah資本業務提携の提案及びWowoo資本業務提携の提案のいずれも株主の皆様からご承認いただけない場合、当社は、当面の間、新事業である暗号メッセンジャー及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発を自前で進めることになりますが、そのための資金を調達することが必要となります。そのため、当社は、代替プランとして自前での新事業開発を行うための資金調達の途を模索しておりましたが、その中で、Macquarie Bank Limited（以下「Macquarie」といいます。）より、第３号議案にかかる新株予約権のMacquarieに対する第三者割当の発行を内容とする提案を受け、2018年８月23日に新株予約権の第三者割当にかかる覚書（以下、この覚書の内容にかかる新株予約権のMacquarieに対する第三者割当の提案を「Macquarie提案」といいます。）の締結をいたしました。Macquarie提案は、Noah資本業務提携の提案及びWowoo資本業務提携の提案とは異なり業務提携を伴わない資金調達の提案であり、当社としてはこれらの資本業務提携の提案がいずれも株主の皆様のご賛同をいただけない場合の代替プランと考えております。

Noah資本業務提携の提案、Wowoo資本業務提携の提案及びMacquarie提案は、いずれも、当社の大規模な普通株式及び／又は新株予約権の第三者割当増資による資金の調達を予定しており、当社の今後を大きく左右する重要な内容であること、そして、その希薄化率がいずれも大きいことから、これらの提案のいずれを当社として選択すべきか、そして、選択する提案で実施される第三者割当の妥当性その諸条件の相当性については株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、臨時株主総会に上程させていただいた次第です。

第１号議案ないし第３号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、資本業務提携を内容とする、Noah資本業務提携の提案及びWowoo資本業務提携の提案を慎重に比較検討した結果、Wowooが健康医療関連のエコシステム分野での知見を有し当社との直接的なシナジーが見込める一方でNoahには直接的なシナジーを期待できる知見等がないと思われること並びにその他の条件を考慮すると、Wowoo資本業務提携の方が当社の企業価値増大に寄与するものと考えており、株主の皆様にはWowoo資本業務提携の提案にかかる本第２号議案の承認をお願いしたいと考えております。

株主の皆様に、Wowoo資本業務提携の提案にかかる第２号議案をご承認いただけない場合、当社取締役会としては、直接的にシナジーが見込めないNoahとの資本業務提携を行うよりは、今後必要に応じてよりシナジーを期待できる第三者との提携の途も残しつつ当面は自前で新事業の開発・展開を行うほうがよいと考えております。そこで、当社取締役会は株主の皆様に、Wowoo資本業務提携の提案にかかる第２号議案をご賛同いただけない場合には、当面の間自前での事業開発・展開を可能にするための資金調達として、本第３提案にかかるMacquarie提案の承認をお願いしたいと考えております。

もし、臨時株主総会で、Noah資本業務提携にかかる本第１号議案につき株主の皆様が承認される場合には、当社の現最高経営責任者であるレン・イー・ハン氏は当該職を辞任し、当社を退社する意向です。

第１号議案ないし第３号議案の決議方法

Noah資本業務提携の提案、Wowoo資本業務提携の提案及びMacquarie提案は、それぞれ大規模な普通株式及び／又は新株予約権の第三者割当増資による資金の調達を予定しており、互いに相容れない内容になっております。従いまして、株主の皆様には、大規模な普通株式及び／又は新株予約権の第三者割当増資にかかる、本第１号議案、本第２号議案、あるいは本第３号議案のいずれか１つのみをご承認いただくか、あるいは、いずれもご承認されないかのご判断をいただくことになります。

まず、当社の定款に従い、Noahグループより株主提案として提出された、本第１号議案の決議を行い、本第１号議案が可決されないことを条件として、会社提案である本第２号議案及び本第３号議案の決議を実施します。従って、株主提案である本第１号議案が可決された場合には、会社提案である本第２号議案及び本第３号議案については決議を行いません。

株主提案である本第１号議案が可決されず、会社提案である本第２号議案と本第３号議案の決議をする場合には、Wowoo資本業務提携の提案にかかる本第２号議案をまず決議し、本第２号議案の決議の結果同議案が可決されないことを条件としてMacquarie提案にかかる本第３号議案の決議を実施するものとします。

＜株主提案（第１号議案）＞

本第１号議案は、当社の株主であるNoah（保有議決権個数：3,999,900個）、並びに、Rafael Reyes氏、Tugbo Flora Sampaga氏、Mendoza Guido Castillo氏、Antiola Gil Arnaiz氏及びTariman Lemuell Sampaga氏（保有議決権個数各20個）からの共同提案によるものです。

第１号議案：株主Noah Ark Technologies Limitedらによる資本業務提携の提案の件

本議案は、Noahグループからの提案により、以下の内容の取引に関して株主の皆様にご決議いただくものです。

１．資本提携についての提案

Noahは、以下の条件で、当社が5,000,000株の新規株式（Noah新株式）及び10,000,000個の新株予約権（Noah新株予約権）を発行しこれらを私募によってNoahに対して割り当てを行い、Noahがこれを引き受けることを提案する。

Noah新株式

新規発行株式数：	5,000,000株
株式の種類：	普通株式
発行価額：	普通株式１株当たり、資本業務提携契約（以下「CAA」という。）の締結日の前日の当社の株式の終値の115%の額。ただし、9,000円を上限とする。
発行総額（5,000,000×一株当たりの発行価額）：	450億円以内

Noah新株予約権

新規発行新株予約権の個数：	10,000,000個
新株予約権の種類：	新株予約権１個につき行使価額の払い込みと引き換えに普通株式１株に転換される新株予約権
行使価額：	新株予約権１個につき、CAAの締結日の前日の当社の株式の終値の125％の額。ただし、9,783円を上限とする。
行使期間：	割当日から１年間
新株予約権の発行価額：	市場価格として当社取締役会で決定する公正価額

資金使途：

１　Crypto messaging platform（暗号メッセージング・プラットフォーム）の開発、オペレーション及びグローバル展開。

２　ブロックチェーン3.0エコシステムの開発。

２．業務提携についての提案

資本提携により提供される資金に加え、当社の要請によりNoahは以下の事業の開発のため、最大100百万ドル（110億円）をプロジェクト資金として提供する。

１　Crypto messaging platform（暗号メッセージング・プラットフォーム）。Noahは、Noah Ark Walletと共に当社の暗号メッセージャーの開発をサポートする。

２　ブロックチェーン・エコシステム。Noahは、Noahのブロックチェーン技術適用に関する専門知識及び投資を活用して、Beatのヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発及びオペレーションをサポートする。

当該プロジェクトへの投資から得られる営業利益の30％はNoahに還元される。

将来、当社又は当社の子会社が、暗号メッセージング・プラットフォーム又はヘルス・ブロックチェーン・エコシステム事業にもとづいてICO（イニシャル・コイン・オファリング）を、シンガポールあるいはその他ICOが合法である国地域で実施することを検討する場合、Noahは、当該ICOへの最大50百万米ドル（55億円）の投資を含め、当該ICOを最大限サポートできるよう努める。

上記のNoahに対するNoah新株式及びNoah新株予約権の発行、Noahとの業務提携については普通決議（注１）による決議となります。

（注１）「普通決議」とは、権限を有する株主本人による投票数、もしくは株主が法人である場合にはその正式に授権された代表者による投票数、又は代理人が認められる場合には代理人よる投票数の単純多数により可決された普通決議である決議をいいます。

（注２）Noahグループによる本第１号議案の提供為替レート：１米ドル＝110.00円。

＜会社提案（第２号議案及び第３号議案）＞

第２号議案：Wowooとの資本業務提携に基づくWowooに対する第三者割当による募集新株及び新株予約権発行の取締役会への授権の提案の件

本議案は、以下の要領にて、当社の普通株式（以下「Wowoo新株式」といいます。）と新株予約権（以下「Wowoo新株予約権」といいます。）を第三者割当の方法でWowooに対して発行することを当社取締役会に授権することを提案するものです。

また、前記「第１号議案ないし第３号議案の決議方法」記載の通り、本議案は第１号議案が株主の皆様により可決されない場合にのみ決議いたします。第１号議案が株主の皆様により可決された場合には決議いたしません。

１．Wowoo新株式

新規発行株式数：	5,000,000株（当社発行済株式に対する割合15.96%）（注）
新株式の種類：	普通株式
発行決議日：	臨時株主総会の翌営業日
１株当たりの発行価額：	臨時株主総会の２週間前の日から１週間の期間の当社の東京証券取引所における各日の終値の加重平均額に10%のプレミアムを加算した額とします。ただし、上限は6,600円とします。
払込日：	臨時株主総会の翌営業日（あるいは金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出が必要になる場合にはその効力が発生する日）
その他の条件：	・当社取締役会による発行決議が行われることを条件とします。 ・金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出が必要になる場合にはその効力発生を条件とします。 ・新株式の発行に必要とされる規則上の条件又は他の条件が充足されることを条件とします。 ・その他の条件は当社取締役会に一任します。

（注）本招集通知日現在の当社の発行済株式数26,875,814.79株（普通株式及びA種優先株式）に新株式5,000,000株の合計31,875,814.79株に対する割合。

２．Wowoo新株予約権

新規発行新株予約権の個数：	10,000,000個（当社発行済株式に対する割合23.88％）（注）。ただし、株式併合・株式分割があった場合には調整されます。
新株予約権の種類：	本新株予約権は行使されると１個につき株式１株に転換されます。本新新株予約権が全て行使された場合、合計10,000,000株が発行されます。ただし、株式併合・株式分割や市場価額を下回る価額での新株式の発行により調整されます。
発行決議日：	臨時株主総会の翌営業日
新株予約権の発行価額：	市場価格として当社取締役会で決定する公正価額とします。
払込日：	臨時株主総会の翌営業日（あるいは金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出が必要になる場合にはその効力が発生する日）
行使価額：	臨時株主総会の２週間前の日から１週間の期間の当社の東京証券取引所における各日の終値の加重平均額に20％のプレミアムを加算した額とします。ただし、上限額は7,201円とします。また、株式併合・株式分割・市場価格以下での新株発行があった場合には調整されます。
行使期間：	割当日から２年間
その他の条件：	・当社取締役会による発行決議が行われることを条件とします。 ・金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出が必要になる場合にはその効力発生を条件とします。 ・新株予約権の発行に必要とされる規則上の条件又は他の条件が充足されることを条件とします。 ・その他の条件は当社取締役会に一任します。

（注）2018年７月10日現在の当社の発行済株式数26,875,814.79株（普通株式及びA種優先株式）に上記新株式5,000,000株及び上記新株予約権が全て行使されたと想定した10,000,000株の合計41,875,814.79株に対する割合。

３．提案理由

前記「第１号議案ないし第３号議案の上程に至る経緯」に記載の通り、当社は、当社グループが保有する知的財産権等を活用することで、新たに暗号メッセンジャー及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発を行い、これらを今後当社の中核事業の１つとする予定ですが、これらの開発にあたっては、新規技術者の採用を含む一定の

額の投資が必要です。Wowooとの資本業務提携は、これら開発に必要な資金を調達できるほか、Wowooの健康医療関連のエコシステム分野での知見を活用することで、開発したエコシステムの事業化に資するものと考えており、Wowooとの資本業務提携は当社及び当社グループの事業拡大そして企業価値増大には欠かせないものと考えております。

Wowoo新株式及びWowoo新株予約権の発行の各条件は、株主の皆様から授権を受けた取締役会が別途発行決議を行うことで決定いたしますが、Wowoo新株式の１株当たりの発行価額は、臨時株主総会の２週間前の日から１週間の期間の当社の東京証券取引所における各日の終値の加重平均額に10％のプレミアムを加算した額となっております。また、Wowoo新株予約権の行使価額は、臨時株主総会の２週間前の日から１週間の期間の当社の東京証券取引所における各日の終値の加重平均額に20％のプレミアムを加算した額となっております。これらの諸条件は、Wowooが当社との資本業務提携に将来性を見込んで当社に提案したものと判断しております。ただし、その希薄化率が大きいことから、第三者割当の妥当性その諸条件の相当性については株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考えております。

取締役会は、上記の要領にて第三者割当によりWowooに対してWowoo新株式及びWowoo新株予約権を発行することを取締役会に授権することについて普通決議による承認をお願いしたいと存じます。

第３号議案：Macquarieとの覚書に基づくMacquarieに対する第三者割当による新株予約権発行の取締役会への授権の提案の件

本議案は、以下の要領にて、当社の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を第三者割当の方法でMacquarieに対して発行することを当社取締役会に授権することを提案するものです。

また、前記「第１号議案ないし第３号議案の決議方法」記載の通り、本議案は第１号議案及び第２号議案のいずれもが株主の皆様により可決されない場合にのみ決議いたします。第１号議案又は第２号議案のいずれかが株主の皆様により可決された場合には決議いたしません。

１．本新株予約権

１．発行決議日：	臨時株主総会の翌営業日
２．新株予約権の引受へのコミットメント：	本新株予約権の最終的な発行数は当社が発行前に決定しますが、13,000,000個となることを想定しております。その場合、本新株予約権の発行数（及びその行使により発行される株式数である13,000,000株）は当社の現在の発行済普通株式総数の約48.78%に相当します。 本新株予約権は行使されると１個につき当社の株式１株に転換されます。当該発行される株式の種類は、東京証券取引所の市場第二部（コード：9399）に上場されており譲渡制限のない、既存の当社の普通株式と同じとします。 最近の株価（2018年８月22日終値320円）及び以下の各発行条件をもとに計算しますと、当社は本新株予約権の実施により約39.5億円を調達することになります。但し、将来の当社の株価の変動、行使価額の修正、Macquarieが本新株予約権を行使しなかった場合又は当社が本新株予約権を取得し消却した場合によっては上記金額は変動します。

３．新株予約権の構成：	新株予約権の種類は【１】行使価額修正条項付新株予約権（シリーズ１新株予約権）及び【２】行使価額修正条項付新株予約権に転換可能な行使価額固定新株予約権（シリーズ２新株予約権）となります。シリーズ２新株予約権はシリーズ１新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能となります。 【１】シリーズ１新株予約権 個数：6,500,000個 行使価額：行使日の前日終値の90% 現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39% （2018年８月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,872百万円 【２】シリーズ２新株予約権 個数：6,500,000個 行使価額：①行使価額修正条項付新株予約権に転換前は、行使価額修正条項付新株予約権の完了日（全部が行使された日）までは当初行使価額、同完了日以降は同完了日の終値の100%。行使価額修正条項付新株予約権に転換後は、前日終値の90%。ただし、シリーズ２新株予約権はシリーズ１新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能です。 現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39% （2018年８月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：2,080百万円 【１】及び【２】の合計 個数：13,000,000個 現在の発行済普通株式総数に対する割合：48.78% （2018年８月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込総額：3,952百万円
４．行使期間：	当社が決定しますが、新株予約権の行使期間は２年とします。ただし、シリーズ２新株予約権はシリーズ１新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能となります。
５．当初行使価額：	シリーズ１新株予約権及びシリーズ２新株予約権共に、当社の取締役会が本新株予約権の発行を決議する日の直近の終値の100%とします。
６．行使価額修正条項付新株予約権への転換：	当社は、Macquarieに２取引日前に通知することで、行使価額固定新株予約権（シリーズ２新株予約権）の全部を行使価額修正条項付新株予約権にいつでも転換することができます。転換された場合、行使価額は、行使日の前日終値の90%となります。 行使価額修正条項付新株予約権に転換された後、最終的な調達額は、行使期間中の当社の株価により変わります。
７．行使価額の修正：	行使価額修正条項付新株予約権の行使価額については、行使請求がある直前取引日の当社の株価の終値の90%の金額に修正されます。

８．下限行使価額：	開示前に当社が決定します。 下限行使価額は、当社の取締役会が本新株予約権の発行を決議する日の前日の当社株価の終値の50％となる予定です。2018年８月22日現在の株価（終値）の水準を元にすると160円です。 行使価額は、下限行使価額より低い金額に修正されることはありません（ただし当社のコーポレートアクションに伴う行使価額の調整がされる場合はこの限りではありません）。
９．株式買入保証期間：	当社は、本新株予約権の行使期間中に、株式買入保証期間を設定することができます。20適格取引日の間に、Macquarieは、最低でも10億円分の行使をすることを保証します。最初の株式買入保証期間の完了後、Macquarieに通知すること及び前の株式買入保証期間の終了から次の株式買入保証期間の開始まで最低５取引日空けることを条件に、当社は更に本新株予約権の株式買入保証期間を設定することができます。 以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は適格取引日としてカウントされます。 ・当社の株価が、下限行使価額又は行使価額固定新株予約権の行使価額を10％超上回っていること； ・当社の株価が直前の終値に比べ10％以上下落しておらず、取引停止となっていないこと； ・有効に行使された日から３取引日以上、当該行使によって発行される株式が引渡されていないような本新株予約権が存在していないこと； ・株式買入保証期間中のいかなる行使も「制限超過行使」（下記「(14) その他」に記載する、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10％を超える部分に係る転換又は行使をいいます。）と見なされず、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第１項本文所定の制限に抵触しないこと； ・当該取引日が当社が要請する行使不可期間の一部に該当しないこと； ・当該取引日における当社の株式の日次の取引高が200百万円を超えていること； ・下記「(10) 当社のオプション」の「行使拒否権」に記載する当社が本新株予約権の行使を拒絶するか、行使数量を減少させた場合に該当しないこと； ・買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに重要な点で表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと； ・当社が買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合に該当しないこと；又は ・市場内外で混乱の事象が当該取引日のどの時点においても生じていないか、又は継続していないこと。 株式買入保証期間は、上記条件が全て満たされた取引日の翌取引日より再開始され適格取引日が20日経過するまで継続するものとします。

10. 当社のオプション：	買戻及び解約：当社は、数量に制限なく本新株予約権を買い戻すことでいつでも本取引を解約することができます。ただし、買い戻しにあたっては、発行価額を支払い、また、Macquarieに３取引日以上前に通知（以下「通知期間」といいます。）することを条件とします。 なお、通知期間中にMacquarieは数量に制限なく本新株予約権を行使することができ、一方で、通知がされた時点で適用されている株式買入保証期間は無効となります。 行使不可期間：当社は、１取引日前に通知することにより、行使できない期間（以下「行使不可期間」いいます。）を何回でも設定することができます。行使不可期間の上限は20取引日とします。Macquarieは当該行使不可期間中に行使を請求することができません。当社は、行使不可期間をいつでも期限前に終了させることができます。 行使拒否権：当社は、（ｉ）本新株予約権の30%の行使を完了した後、又は、（ⅱ）行使請求が発行済普通株式数の１%超に係る場合、電子メールにより、当該行使を拒絶するかあるいは当該行使請求に記される行使数を減らすこと請求することができます。適用法規に従い、Macquarieは、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を市場外にて売却、譲渡又は処分する意向がある場合、事前に当社に知らせ、当社に当該売却、譲渡又は処分を拒否することができる十分な機会を与えることに同意します。
11. Macquarieのオプション：	行使：上記の条件の下で、Macquarieは、当社が行使通知を受領していることを条件に、行使期間中の取引日において数に限定なく本新株予約権を行使できます。ただし、シリーズ２新株予約権はシリーズ１新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能です。 買戻請求権：以下のいずれかに該当した場合、Macquarieは、当社に対して本新株予約権の一部又は全てをその発行価額で買戻すことを強制できます。 ・当社の株価が取締役会決議日の終値の20%を15取引日連続して下回った場合； ・20日間の日次の平均取引高が1,000株を下回った場合； ・東京証券取引所において当社株式が５営業日以上連続で取引停止となった場合；又は ・行使期限の１ヶ月前に未行使の本新株予約権がある場合。
12. 発行価額：	外部第三者評価機関が決定する額とします。
13. 譲渡制限：	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要です。

14. その他：	優先交渉権：買取契約の締結日以降、本新株予約権がすべて行使あるいは当社により買い戻された日、行使可能期間が経過した日あるいは当該買取契約が解除された日のいずれか早い日から６か月が経過するまでの間は、当社がエクイティファイナンスその他株式にリンクするファイナンスをする場合には、まずMacquarieに対してその提案をし締結する機会を付与します。ただし、当社役員、従業員、コンサルタント、投資家、債権者等に対するストックオプションによる発行や、事業提携に伴って提携先に対して行う発行や提携先との間のクレジットファシリティに関して発行する場合（当該提携先が金融機関であり当社に対するファイナンス供与を主目的とする場合は除く）にはこの限りではありません。 制限超過行使：株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項、同施行規則第436条第１項から第５項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使は制限されています。

２．提案理由

前記「第１号議案ないし第３号議案の上程に至る経緯」に記載の通り、当社は、当社グループが保有する知的財産権等を活用することで、新たに暗号メッセンジャー及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発を行い、これらを今後当社グループの中核事業の１つとする予定ですが、これらの開発にあたっては、新規技術者の採用を含む一定の額の投資が必要です。本第１号議案及び本第２号議案にかかるNoah資本業務提携の提案及びWowoo資本業務提携の提案のいずれも株主の皆様からご承認いただけない場合、当社は、当面の間、新事業である暗号メッセンジャー及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発を自前で進めることになりますが、そのためにかかる投資をまかなう資金を調達することが必要となります。本第３号議案にかかるMacquarie提案は、Noah資本業務提携の提案及びWowoo資本業務提携の提案とは異なり業務提携を伴わない資金調達の提案であり、当社としてはこれらの資本業務提携の提案がいずれも株主の皆様のご賛同をいただけない場合の代替プランと考えております。

本新株予約権の発行の各条件は、本第３号議案が株主の皆様からの承認された後取締役会が別途発行決議を行うことで決定いたします。ただし、その希薄化率が大きいことから、第三者割当の妥当性その諸条件の相当性については株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考えております。

取締役会は、上記の要領の重要な点について同様な第三者割当によりMacquarieに対して本新株予約権を発行することを取締役会に授権することについて普通決議による承認をお願いしたいと存じます。

１．本書に追加情報が生じた場合には、当該情報は当社のウェブサイト（http://www.beatholdings.com）に掲載いたします。
２．臨時株主総会の決議の結果につきましては、当社のウェブサイト（http://www.beatholdings.com）に掲載する方法にてご報告いたします。

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区六本木３－２－１
住友不動産六本木グランドタワー９階
「ベルサール六本木コンファレンスセンター」
「Room C」
TEL 03-5545-1722

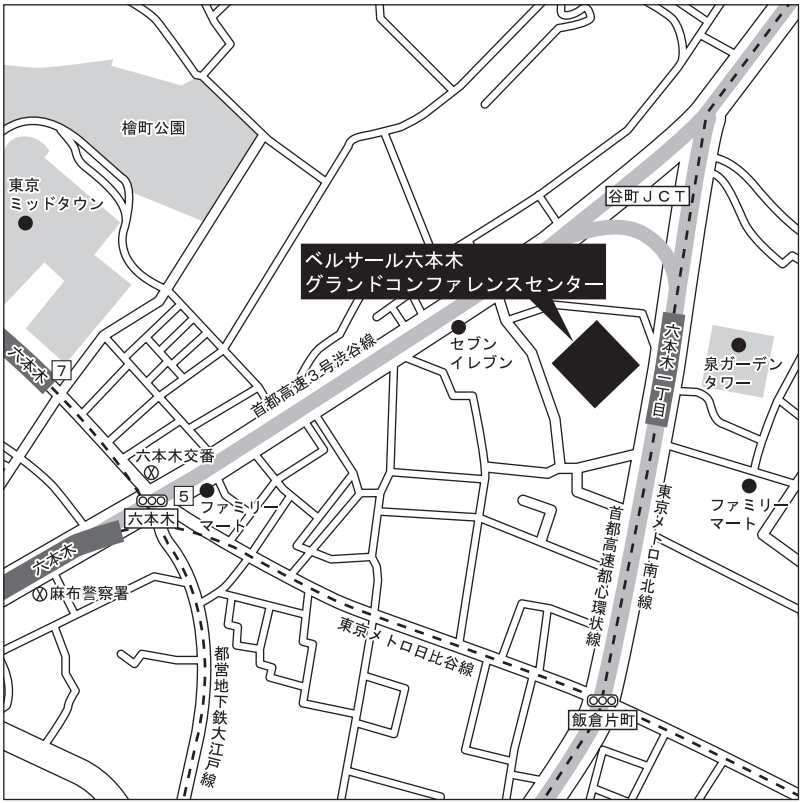

交通　東京メトロ南北線　六本木一丁目駅　西改札より直結
東京メトロ日比谷線　六本木駅　５番出口より　徒歩約５分
都営地下鉄大江戸線　六本木駅　５番出口より　徒歩約５分